

議 第 193 号

令和 6 年 9 月 3 日提出

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部改正について

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例（平成12年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「平成12年4月」を「令和6年4月」に改め、同条第2項中「1,0025」を「1,027」に改め、同項ただし書中「5,890,200円」を「5,904,900円」に改める。

第2条第1号中「1,132,700円」を「1,163,300円」に改め、同条第2号中「849,500円」を「872,400円」に改め、同条第3号中「792,000円」を「813,400円」に改める。

第3条中「一」を「いずれか」に、「平成12年4月分以降」を「令和6年4月分以降」に改め、同条第1号中「平成12年4月分から平成15年3月分までにおいては、269,900円」を「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第78条第2項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第62条の2第1項第1号に規定する子が2人以上あるときの加算額が267,500円を上回る場合にあつては、267,500円に恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成20年政令第120号）（以下「令」という。）第2条第1項で定める額を加算した額」に改め、同条第2号中「平成12年4月分から平成15年3月分までにおいては、154,200円」を「国民年金法等の一部を改正する法律附則第78条第2

項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第62条の2第1項第1号に規定する子が1人あるときの加算額が152,800円を上回る場合にあっては、152,800円に令第2条第2項で定める額を加算した額」に改め、同条第3号中「平成12年4月分から平成15年3月分までにおいては、154,200円」を「国民年金法等の一部を改正する法律附則第78条第2項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第62条の2第1項第2号に規定する加算額（国民年金法（昭和34年法律第141号）第27条の3又は第27条の5の規定により改定した改定率を乗じて得たものに限る。）が152,800円を上回る場合にあっては、152,800円に令第2条第3項で定める額を加算した額」に改める。

第4条第1項中「(昭和60年法律第34号)」を削る。

別表を次のように改める。

別表

退隠料、遺族扶助料の年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額
円	円
1,147,000	1,178,000
1,197,800	1,230,100
1,250,000	1,283,800
1,301,700	1,336,800
1,354,600	1,391,200
1,387,400	1,424,900
1,420,300	1,458,600
1,457,600	1,497,000
1,510,800	1,551,600
1,556,600	1,598,600
1,599,400	1,642,600
1,651,000	1,695,600
1,703,100	1,749,100

1, 759, 800
1, 817, 200
1, 888, 700
1, 933, 900
1, 992, 000
2, 048, 700
2, 161, 000
2, 191, 200
2, 277, 800
2, 392, 800
2, 520, 000
2, 584, 900
2, 646, 800
2, 735, 200
2, 787, 300
2, 938, 000
3, 012, 900
3, 090, 900
3, 241, 400
3, 393, 000
3, 432, 600
3, 557, 900
3, 735, 700
3, 911, 900
4, 020, 600
4, 126, 700
4, 342, 000
4, 552, 800
4, 594, 200

1, 807, 300
1, 866, 300
1, 939, 700
1, 986, 100
2, 045, 800
2, 104, 000
2, 219, 300
2, 250, 400
2, 339, 300
2, 457, 400
2, 588, 000
2, 654, 700
2, 718, 300
2, 809, 100
2, 862, 600
3, 017, 300
3, 094, 200
3, 174, 400
3, 328, 900
3, 484, 600
3, 525, 300
3, 654, 000
3, 836, 600
4, 017, 500
4, 129, 200
4, 238, 100
4, 459, 200
4, 675, 700
4, 718, 200

4, 7 5 8, 0 0 0	4, 8 8 6, 5 0 0
4, 9 6 4, 6 0 0	5, 0 9 8, 6 0 0
5, 1 7 0, 1 0 0	5, 3 0 9, 7 0 0
5, 3 7 4, 2 0 0	5, 5 1 9, 3 0 0
5, 5 0 3, 1 0 0	5, 6 5 1, 7 0 0
5, 6 4 0, 4 0 0	5, 7 9 2, 7 0 0
5, 9 0 4, 9 0 0	6, 0 6 4, 3 0 0

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、熊本市退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例（大正14年告示第25号）及びこの条例による改正前の熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例の規定に基づいて支給された退隠料又は遺族扶助料は、改正後の条例の規定による退隠料又は遺族扶助料の内払とみなす。

（提出理由）

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第14条の2第1項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第128号）の施行による恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成20年政令第120号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。